

平成 23 年 8 月 15 日制定

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会  
会 員 規 程

(目的)

第 1 条 この規定は一般社団法人医療情報安全管理監査人協会（以下、「協会」という）定款第 3 章に規定する会員についての必要な細則を定める。

(入会)

第 2 条 当協会に入会を希望する個人および団体は、協会ホームページの入会申込のページより入会申込をする。

2 会員種別、年会費は下記とする。

会員種別	年会費
正会員	¥10,000
賛助会員（個人）	¥5,000
賛助会員（団体）	¥50,000／口

3 当協会事務局（以下、「事務局」という）は、会長に入会希望者の入会承認を求める。

4 事務局は、入会が承認された時点で会員番号の通知し、年会費の納入案内をする。

5 事務局は、入会が承認されなかった場合は、その旨本人に通知する。

(会費)

第 3 条 前条に規定する年会費は、指定の方法で事前に 1 年分を一括納入する。

2 年会費の有効期間は、入会が承認された時点（又は納入日）から当該年度末（3 月末）までとする。

(会員情報の変更手続き)

第 4 条 会員に住所・氏名・電話番号・メールアドレス・勤務先などの変更があった場合は、協会ホームページの変更届のページより変更連絡する。

(退会)

第 5 条 退会を希望する会員は、退会日までの会費などを清算した上で退会届を会長宛に提出して退会することができる。

2 特段の理由がない限り、退会日から 1 年間再入会できない。

(休会)

第 6 条 会員は、合理的な理由がある場合、休会を申し出ることができる。

2 休会するときは、理由を付した休会届けを会長宛、提出する。

3 休会中は、会費を免除する。

4 休会中は、正会員としての権利を行使することはできない。また、会員としてのサービスを受けることはできない。

5 休会の期間は最大 2 年とする。2 年を超える場合は、理事会は退会として処理することができる。

(団体会員)

第 7 条 賛助会員（団体）は年会費口数に応じて、次の会員登録を行うことができる。

- ・年会費 50,000 円／口 10 人以内（賛助会員）

（総会出席の権利）

第 8 条 社員総会出席の権利を持つ正会員は次の範囲とする。

- ・ 社員総会招集通知を行う時点で、正会員として入会を認められていること
- ・ 社員総会開催時の 3 ヶ月前の時点で年会費納入が確認されていること

（義務）

第 9 条 会員は協会の目的および医療情報システム監査人倫理規程を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

- 2 会員は住所、氏名や登録内容に変更が生じた場合、直ちに協会に届け出なければならない。

（会員譲渡の禁止）

第 10 条 会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

（私的利用の範囲外の利用禁止）

第 11 条 会員は、協会が承認をした場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも、私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

（罰則）

第 12 条 協会の定める遵守事項に違反し、協会の名誉を毀損するなどの損害を与えた者は、その違反内容によって、口頭による注意、文書による注意、資格停止、除名等の処分を科せられることがある。

附 則

- 1 この規定は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

以上